

概要版

# 厚木市地域福祉計画（第5期）

〔 厚木市再犯防止推進計画（第1期）〕



誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを  
人生の最期まで続けることができる

地域包括ケア社会 の実現に向けて

～見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり～

令和3（2021）年3月

厚木市

## 第1章 計画策定の趣旨 (P5~16)

---

### 1 計画策定の背景と課題

- 超高齢社会の進展により、既に市民の約4人に1人が65歳以上
- 単身世帯、高齢者のみの世帯、ひとり親世帯などの増加やライフスタイルの変化
- 従来の福祉サービスでは解決が困難な複雑化・複合化する課題の増加
- 新型コロナウイルス感染拡大による生活様式の変化
- 罪を犯した人も、罪を償った後に地域で孤立することなく暮らしていくことができ、全ての人々が安心・安全に暮らせる社会の実現
- 誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会の実現

### 2 計画の位置付けと性格

社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画

(再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画を包含して策定)

- 地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画
- 第10次厚木市総合計画の個別計画
- SDGsの推進を図る計画

### 3 計画の期間

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年計画とします。

### 4 計画の対象者

高齢者、障がい者、子ども、若者など、全ての市民を計画の対象者とします。

### 5 計画における地域の捉え方

「地域」…区域を限定せずに、「おおむね市域」という広い範囲を指します。

「地区」…15の地区にある地区市民センターごとの区域を指します。

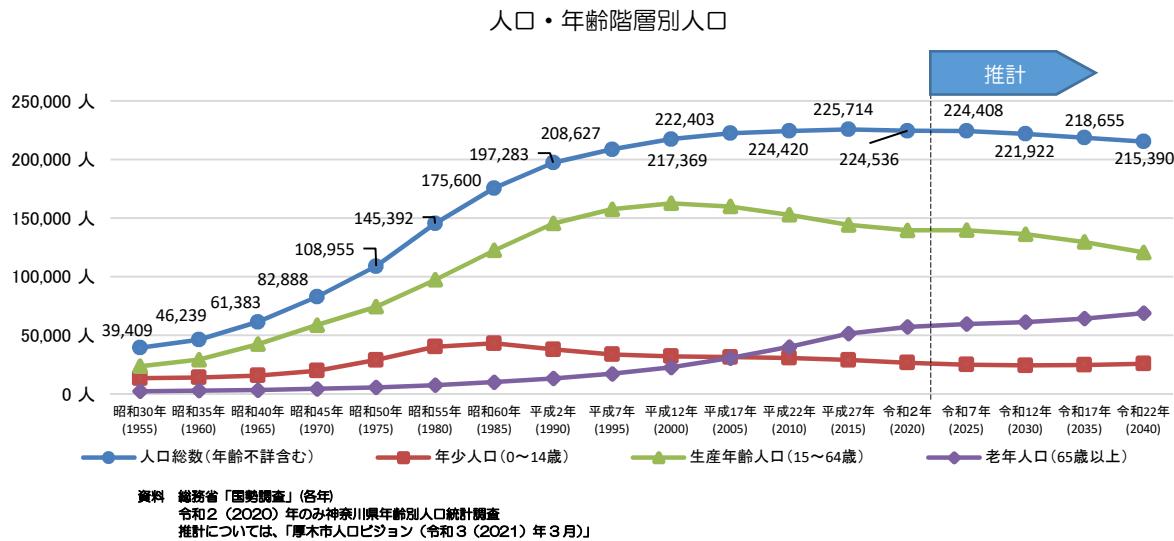
### 6 計画の推進体制

医療、保健、福祉など、様々な分野における有識者からなる「保健福祉審議会」や、活発な地域福祉活動を展開している「地区地域福祉推進委員会」、地域福祉の推進役として、誰も排除しない福祉の地域づくりに取り組んでいる「社会福祉協議会」とともに、計画の推進を図ります。

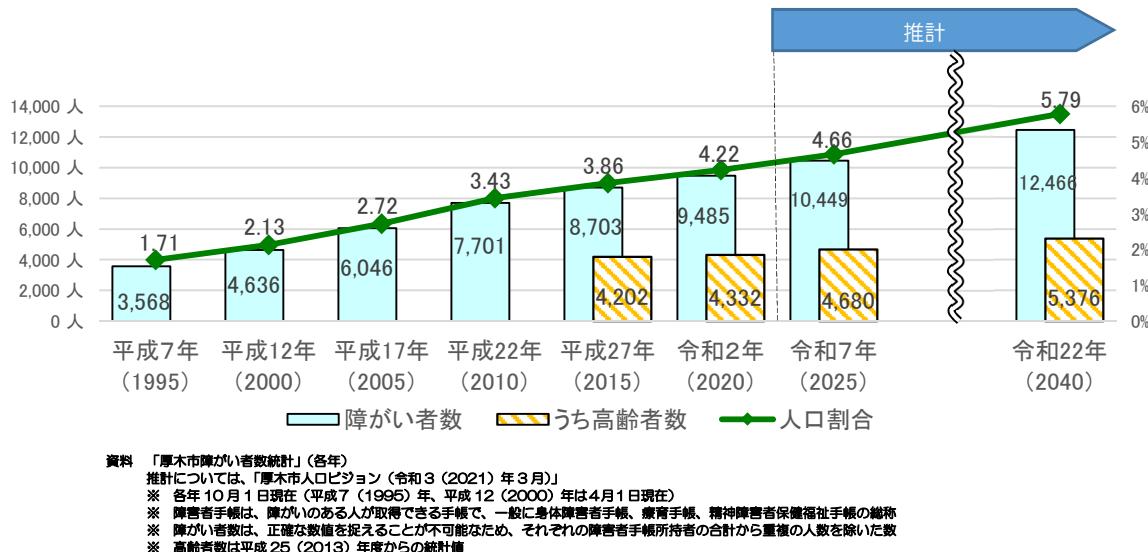
また、地域住民や民間事業者、ボランティア団体などとの市民協働により様々な施策を取り組んでいくとともに、国や県の制度変更等の動向を的確に把握し、本市の施策推進にいかしていきます。

## 第2章 本市の状況 (P17~39)

### 1 人口構成



障がい者人口（障害者手帳所持者）



### 2 地域福祉をめぐる状況

令和元(2019)年度に実施した調査の結果、浮かび上がった課題、地域福祉に求められている必要な取組などについて検証しました。

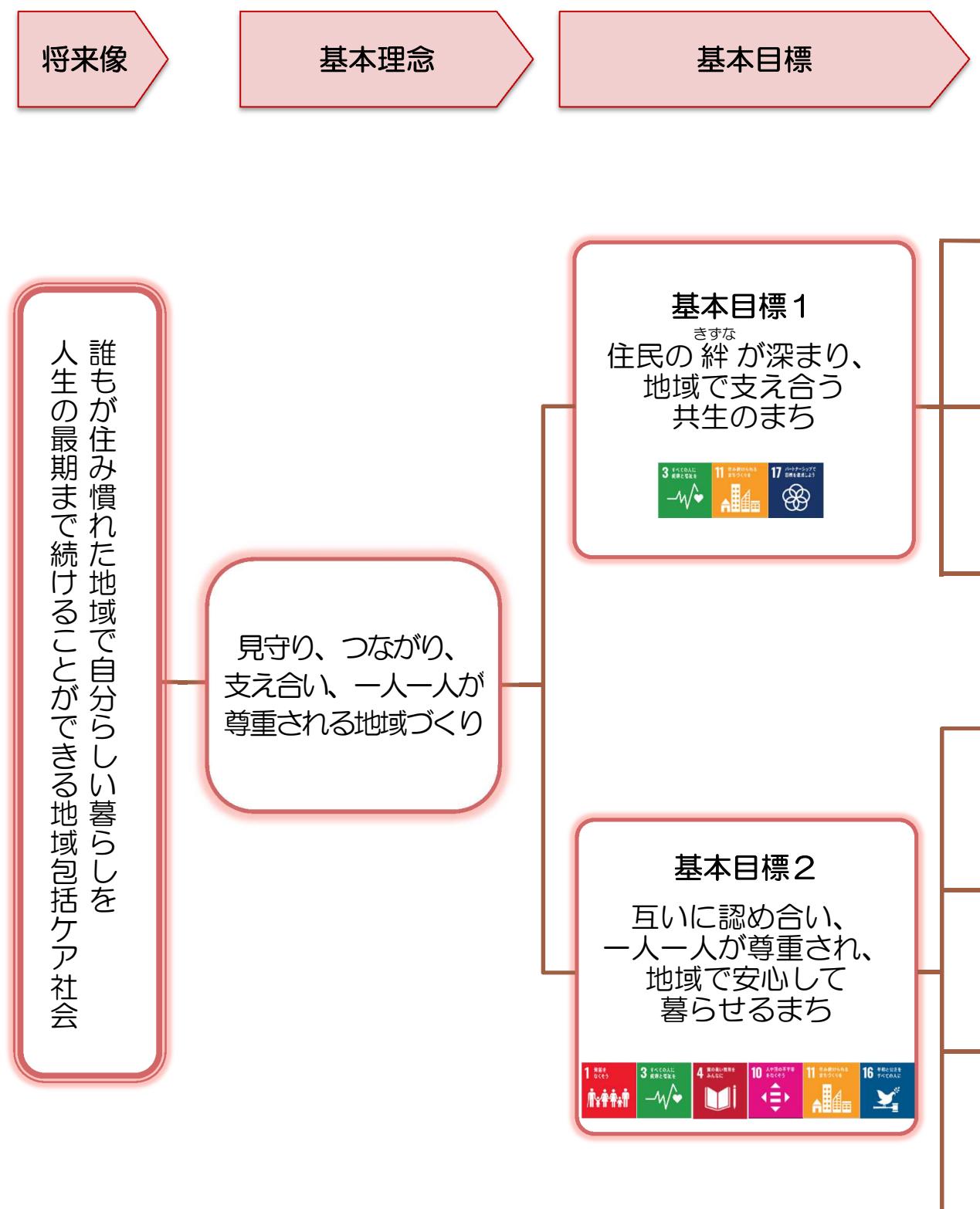
#### ■ あなたが実施したい地域での支え合い活動は何ですか。(回答は3つまで)

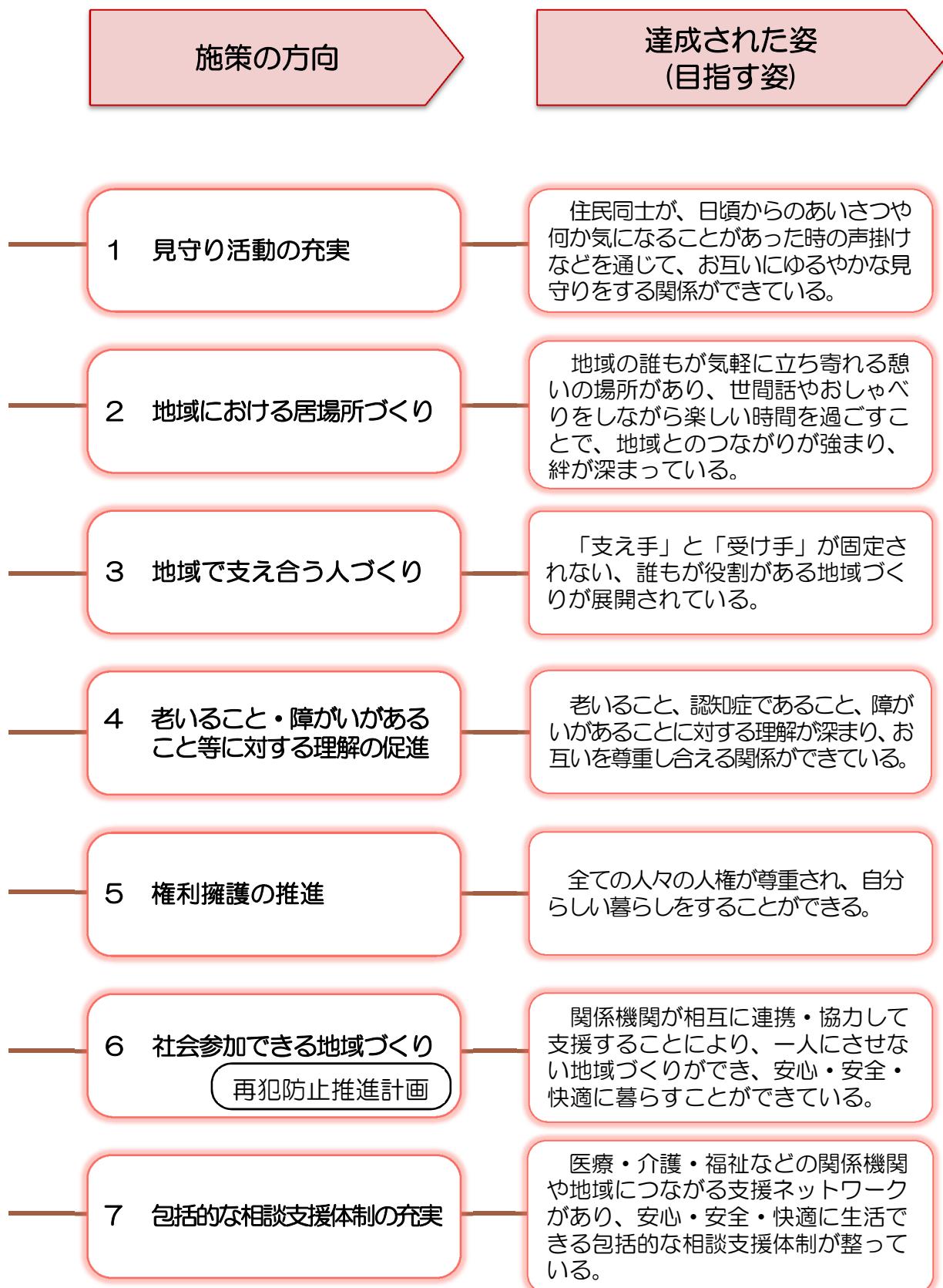
回答者数: 4,339



介護予防・日常生活圏ニーズ調査

## 第3章 計画の目指す姿と全体像 (P41~47)





## 第4章 施策の展開 (P49~66)

### 基本目標 1

住民の絆が深まり、地域で支え合う共生のまち

#### 施策の方向 1

#### 見守り活動の充実

##### 現状と課題

- 市民意識調査では、地域包括ケア社会の実現に向けて必要と思われる取組について、「一人暮らし、高齢者、障がい者、ひとり親などの世帯を見守る体制の充実」が必要な取組であると回答した人の割合が最も高い結果になっています。
- 地域で暮らす全ての人々が、それぞれの立場を超えて見守りの主体となることが期待されます。

##### 主な取組

###### 1 地域住民による見守り活動の充実

- 地域住民によるゆるやかな見守り活動の実施
- 日常生活で異常が感じられた際に、速やかに連絡できる相談窓口の周知
- 災害発生時の避難行動に支援を必要とする人に対する支援活動の実施

###### 2 民間事業者との地域見守り協定の締結

- 配達業者や検針などを行う民間事業者による地域見守り協定の締結

#### 施策の方向 2

#### 地域における居場所づくり

##### 現状と課題

- 市内 15 地区では、地域福祉推進委員会を中心としたミニデイサービス、世代間交流事業、子育て支援事業などの地域における居場所づくりが活発に行われています。
- いつまでも安心して住み慣れた地域で暮らしていくためには、地域の人とつながりを持ち、誰もが身近に顔を出せる場所があることが必要です。

##### 主な取組

###### 1 地域住民が主体となった居場所づくりの支援

- 地域住民が日常的に集える居場所づくりの支援
- 地域住民にとって身近な居場所の周知

###### 2 地域住民が集える通いの場の開催

- ミニデイサービスの開催
- サロンや茶話会などの開催
- 障がいがある人でも気軽に参加しやすい通いの場の開催

###### 3 誰もが活躍できる場や機会の創出

- 生きがいや社会参加につながるサークル活動等の充実

施策の方向3

地域で支え合う人づくり

現状と課題

- 地域での日頃からの助け合いや支え合いの活動は、地域に住む全ての人々により進めることが重要ですが、その担い手が一部の地域住民に偏ってしまい、その人々への負担増加が懸念されます。
- 日頃から地域の中で顔の見える関係を作り、誰もが自分のできる範囲内で参加、協力し合える環境づくりをすることが求められています。

主な取組

1 ゆるやかな見守りや居場所づくりに携わる人の支援

- 認知症サポーターの養成
- 子育てアドバイザーの養成
- 民生委員・児童委員活動の負担軽減などの環境づくり

2 地域で支え合う仕組みづくりの支援

- 地域住民ができる範囲で支援を行うボランティア活動の推進
- 生活支援コーディネータ体制の充実
- 地域包括支援センターの充実強化
- 障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターの充実強化

**基本目標 2**

互いに認め合い、一人一人が尊重され、地域で安心して暮らせるまち

**施策の方向4****老いること・障がいがあること等に対する理解の促進****現状と課題**

- 高齢者も障がい者も、地域で自分らしい暮らしを続けることができる社会を実現するため、地域住民一人一人が老いることや障がいがあることへの理解を深めることが重要です。
- 障害福祉サービス利用実態調査では、地域の障がい者に対する理解について、「理解があると思う」又は「やや理解があると思う」と回答した障がい者の割合が、50.9%と平成28（2016）年度の前回調査から7.6%上昇しています。

**主な取組****1 理解を広めるための普及活動の実施**

- 「認知症ケアパス」などの配布
- 「看取り」に対する理解を広めるための講演会などの開催

**2 理解を深めるための啓発活動の実施**

- 認知症についての市民普及交流イベント（オレンジフェスタ）の実施
- 地域における世代間交流事業の実施
- インクルーシブ教育の推進

**施策の方向5****権利擁護の推進****現状と課題**

- 超高齢社会の進展に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれる中、判断能力の不十分な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、虐待の防止や高齢者の権利を守る取組の必要性が高まっています。

**主な取組****1 権利擁護に関する相談窓口の充実**

- 成年後見制度の総合的な相談、高齢者や障がい者の虐待などの相談支援を行う権利擁護支援センターの機能充実

**2 高齢者、障がい者、子どもなどの虐待防止**

- 高齢者、障がい者虐待防止ネットワークの推進
- 児童相談所との連携強化

**3 成年後見制度の理解促進**

- 地域住民への周知啓発
- 法人後見受任体制の構築

## 施策の方向6

## 社会参加できる地域づくり 【再犯防止推進計画】

## 現状と課題

- これまでの福祉制度は、高齢者や障がい者、子どもなどを対象として、個別の分野ごとに展開されてきましたが、近年は、経済的な問題や社会的な孤立、日常生活に関する問題などが複合的に絡み合い、生活に困窮しているケースが多く見受けられます。  
こうした課題を抱えている人に対しては、これまでの福祉サービスを活用しながら、地域のつながりや支え合いの中で、支援につなげることが求められています。
- 法務省「令和元年度版再犯防止推進白書」によると、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、高齢者が全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割が出所後6か月末満という短い期間で再犯に至っています。

## 主な取組

- 1 様々な課題を抱えた支援を必要とする人への支援
  - 自立に向けた相談支援事業の実施
  - 生活困窮者世帯の子どもを対象とした学習支援事業の実施と教育委員会との連携
- 2 住み慣れた地域で暮らすための安心・安全・快適な生活環境の整備
  - 交通手段の利便性向上
  - スーパー、コンビニ、診療所などの生活利便施設の誘導
- 3 関係機関と連携した再犯防止対策への取組
  - 保護司などの民間協力者や関係機関と連携した、犯罪や非行の未然防止のための広報啓発活動の実施
  - 地域住民が一丸となった社会を明るくする運動の実施
  - 体感治安不安感の改善に向けた市民協働によるセーフコミュニティ活動の実施

## 施策の方向7

## 包括的な相談支援体制の充実

## 現状と課題

- 可能な限り在宅で暮らし続けるためには、地域社会とのつながりが実感できるとともに、地域住民による相互の取組のほか、医療・介護・福祉の専門職などの多様な機関の連携によって地域全体で支える仕組みを構築することが必要です。

## 主な取組

- 1 課題解決に向けた相談支援体制づくり
  - 民生委員・児童委員等による地域の福祉ニーズの把握と福祉サービスなどにつなげる活動の活性化
  - 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制の構築
  - 顔の見える関係づくりを進める研修会の開催
- 2 多職種（医療・介護・福祉）の連携強化を始め、様々な業種の協働の推進
  - 在宅医療・介護・福祉・生活支援に携わる人材の育成・確保
  - 在宅や施設での看取りの推進

## 第5章 施策の進捗を測る指標 (P67~72)

本計画で位置付けた七つの施策の進捗を測る指標は次のとおりです。

進捗管理項目	現状値	計画目標値		
	R1 (2019)年度	R3 (2021)年度	R4 (2022)年度	R5 (2023)年度
<b>施策の方向1 見守り活動の充実</b>				
<b>取組1 地域住民による見守り活動の充実</b>				
地域での支え合いが展開されていると思う人の割合	36.2%	—	—	40.0%
避難行動要支援者名簿の同意者の割合	57.3%	60.0%	62.5%	65.0%
<b>取組2 民間事業者との地域見守り協定の締結</b>				
地域見守り協定締結事業者数	65 団体	67 団体	70 団体	73 团体
<b>施策の方向2 地域における居場所づくり</b>				
<b>取組1 地域住民が主体となった居場所づくりの支援</b>				
地域住民が主体となった居場所の箇所数	230 箇所	235 箇所	240 箇所	245 箇所
<b>取組2 地域住民が集える通いの場の開催</b>				
地域の人とつながりを持てる場や交流をする機会があると思う人の割合	41.1%	—	—	45.0%
各地区の地域福祉推進委員会が実施する各種事業の開催数	2,093 回	2,100 回	2,200 回	2,300 回
<b>取組3 誰もが活躍できる場や機会の創出</b>				
老人保養施設等利用助成券の利用件数	22,266 件	29,960 件	30,210 件	30,540 件
老人憩の家の利用者数	132,460 人	144,000 人	145,000 人	146,000 人
<b>施策の方向3 地域で支え合う人づくり</b>				
<b>取組1 ゆるやかな見守り活動や居場所づくりに携わる人の支援</b>				
地域での支え合い活動について、見守りを実施したいと思う人の割合	36.0%	—	—	50.0%
子育てアドバイザー登録者数	370 人	300 人	300 人	300 人
<b>取組2 地域で支え合う仕組みづくりの支援</b>				
地域ボランティア養成講座の開催地区	4 地区	3 地区	4 地区	4 地区
ボランティアセンターにおける登録団体加入者数	4,600 人	4,700 人	4,800 人	4,900 人
シルバー人材センター会員数	1,060 人	1,180 人	1,200 人	1,220 人

進捗管理項目	現状値		計画目標値	
	R元 (2019)年度	R3 (2021)年度	R4 (2022)年度	R5 (2023)年度
<b>施策の方向4 老いること・障がいがあること等に対する理解の促進</b>				
<b>取組1 理解を広めるための普及活動の実施</b>				
地域の障がい者に対する理解があると思う人の割合	50.8%	—	—	55.0%
ヘルプカードや啓発チラシの配布枚数	3,664 枚	4,000 枚	4,000 枚	4,000 枚
障がい者理解に関する職員研修への参加者数	100 人	100 人	100 人	100 人
<b>取組2 理解を深めるための啓発活動の実施</b>				
認知症サポーター数	15,404 人	15,800 人	16,000 人	16,200 人
地域版チームオレンジの結成数	—	2チーム	3チーム	4チーム
認知症普及交流イベント（オレンジフェスタ）の参加人数	—	150 人	200 人	250 人
<b>施策の方向5 権利擁護の推進</b>				
<b>取組1 権利擁護に関する相談窓口の充実</b>				
権利擁護支援センターの相談受付件数	89 件	600 件	660 件	700 件
<b>取組2 高齢者、障がい者、子どもなどの虐待防止</b>				
人権が侵害されたと感じたことがある人の割合	19.6%	—	—	17.0%
子どもの虐待防止のための周知啓発事業	—	2回	2回	2回
<b>取組3 成年後見制度の理解促進</b>				
法人後見を受任できる社会福祉法人人数	1 法人	2法人	3法人	5法人

進捗管理項目	現状値	計画目標値		
	R元 (2019)年度	R3 (2021)年度	R4 (2022)年度	R5 (2023)年度
<b>施策の方向6 社会参加できる地域づくり（再犯防止推進計画）</b>				
<b>取組1 様々な課題を抱えた支援を必要とする人の自立支援</b>				
自立相談支援事業の新規相談件数	332 件	340 件	350 件	360 件
就労準備支援事業の利用者数	9 件	310 件	330 件	360 件
生活困窮者世帯の子どもを対象とした学習支援の参加者数	15 人	20 人	25 人	30 人
<b>取組2 住み慣れた地域で暮らすための安心・安全・快適な生活環境の整備</b>				
高齢者施策に関して、交通手段の整備を望む高齢者の割合	33.4%	—	—	33.0%
日常生活に必要な施設（スーパー、コンビニ、診療所など）が身近にあると思う市民の割合	—	76.2%	76.2%	80.6%
<b>取組3 関係機関と連携した再犯防止対策への取組</b>				
厚木警察署管内の再犯者率	52.2% (2018年)	50.0%	48.0%	46.0%
社会を明るくする運動の参加者数	764 人	850 人	900 人	950 人
犯罪などの対策について心掛けていることがある市民の割合	—	91.0%	92.0%	93.0%
<b>施策の方向7 包括的な相談支援体制の充実</b>				
<b>取組1 課題解決に向けた相談支援体制づくり</b>				
地域包括支援センターにおける総合相談件数	42,307 件	42,500 件	43,000 件	43,500 件
地域福祉コーディネーターの活動件数	1,752 件	1,800 件	2,100 件	2,300 件
地域ケア会議の開催数	44 回	20 回	30 回	40 回
多職種研修の参加人数	578 人	400 人	400 人	400 人
<b>取組2 多職種(医療・介護・福祉)の連携強化を始め、様々な業種の協働の推進</b>				
介護職の人材確保支援を受けて市内事業所（介護施設）に就労した人数	20 人	28 人	32 人	36 人
在宅（自宅、老人ホーム）での看取り率	24.4% (2016年)	25.5%	26.0%	26.5%

## 第6章 地区別計画 (P73~104)

施策の方向	1 見守り活動の充実 2 地域における居場所づくり 3 地域で支え合う人づくり
市内 15 地区それぞれの現状と課題に基づいた取組方針に沿って具体的な取組を展開し、「見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり」を基本理念とした、見守り活動の充実や地域における居場所づくりを重点に、生活の基盤となる地域づくりを進めます。	

### 各地区の取組方針

地区	取組方針
厚木北	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ あいさつや声掛けなど住民相互の身近な交流を通じた、見守り活動を推進します。</li> <li>➤ 高齢者及び子育て世帯が、気軽に集える場を作り、不安解消を図ります。</li> </ul>
厚木南	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 会食会やミニデイサービスなどを通じて、高齢者の地域福祉活動への参加を促進することにより、地域とのつながりや見守りのネットワーク体制の強化を図ります。</li> <li>➤ 子育てサロン事業を通じて、将来の地域の担い手の確保に資するため、地域ぐるみで子育て支援を図ります。</li> </ul>
依知北	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地区規模の事業や自治会単位によるミニデイサービスなどを通じて、地域に住む高齢者の見守りに努めます。</li> <li>➤ ふれあい給食会や子育てサロンなどの事業を通じて、地域全体で子育てを支援できるよう目指します。</li> <li>➤ 地域内における福祉ボランティア団体等による小規模のサロン活動を積極的に支援し、地域における見守りの関係づくりを促進します。</li> </ul>
依知南	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 共に支え合う地域社会を築くために、住民の福祉ニーズに応じた地域福祉活動を推進する。</li> <li>➤ 世代を越えて交流できる場の充実を図る。</li> <li>➤ 自治会単位のミニデイサービスや地区の敬老会を開催し、地域のつながりと高齢者の見守りに努める。</li> </ul>
睦合北	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地域で安心して過ごせるよう、見守り活動の充実を図ります。</li> <li>➤ 自治会館などを利用し、気軽に集まれる居場所を作ります。</li> <li>➤ 地域を支える人づくりのため、ボランティアの人材育成や各種団体との連携強化を図ります。</li> </ul>
睦合南	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 気軽に立ち寄れるカフェ活動など、これまでよりも小規模の単位で開催し、感染防止も踏まえた活動を目指して取り組みます。(えんがわのカフェ等)</li> <li>➤ 地域の福祉に携わった経験がある方、地域の福祉に興味、意欲がある方などの人的資源を活用し、きめ細かな地域で集う場所を提供できるようボランティアの育成に力を入れます。</li> <li>➤ 現行の仕組みを見直し、より具体的かつ柔軟な組織体制を目指します。</li> </ul>

地区	取組方針
睦合西	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 普段からの御近所付き合いやあいさつ運動など、身近にできる見守り活動の取組を推進します。</li> <li>➢ 気軽にお茶やおしゃべりができる憩いの場を作ります。</li> <li>➢ 福祉関連団体を担う人材やボランティアの育成を推進します。</li> </ul>
荻野	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 互いに交流を深め、地域の見守り活動を推進します。</li> <li>➢ 地域の人達が集まり、お話できる場所を作ります。</li> <li>➢ 地域福祉をサポートするボランティアを育成します。</li> </ul>
小鮎	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 世代を超えて助け合いのできる地域社会を築くため、各種団体等と連携し地域福祉活動の推進を図ります。</li> <li>➢ 「向こう三軒両隣」の精神の下に、普段からの御近所付き合いや地域における見守り活動の取組を推進します。</li> <li>➢ 地域と連携し地域力を高めるため、各種団体等を育成します。</li> </ul>
南毛利	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 気軽なお付き合いを通して見守り活動を推進します。</li> <li>➢ 仲間同士、気軽に相談できる場を作ります。</li> <li>➢ 地域福祉を支えるサポーターを育成します。</li> </ul>
南毛利南	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 共に支え合う地域社会を築くため、各種研修会の開催や広報紙の発行などにより、地域住民の福祉に関する意識高揚を推進します。</li> <li>➢ 地域住民の福祉ニーズに応じた地域福祉活動を図るため、ミニディサービスを開催するなど、自治会を単位とした、きめ細やかな事業の展開を推進します。</li> </ul>
玉川	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 住民のニーズに応じた地域福祉活動を推進します。</li> <li>➢ 近所のつながりを大切にし、地域福祉の組織などをいかした助け合い、見守り活動の充実に努めます。</li> <li>➢ 地域福祉等の担い手となる人材の確保や育成を図ります。</li> </ul>
森の里	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 高齢者が安心して地域で生活できるように、住民間の見守りや支え合い活動の取組を推進します。</li> <li>➢ 高齢者がいつまでも元気で心身共に健康であるために、集い交流し、情報交換及び相談ができる場づくりを推進します。</li> <li>➢ 地域で支援を行うボランティアを育成したり、ボランティア団体の連携を深め、絆づくりに寄与したりするような場の提供に努めます。</li> <li>➢ 子育て世代が地域で安心して子育てができる取組を推進します。</li> </ul>
相川	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 子育てに対する悩みの解消やストレスを和らげるため、子育て世代が活発に交流できる場を提供します。</li> <li>➢ 高齢者が生き生きと暮らせるよう、小・中学校と連携を図り、世代間交流を推進します。</li> <li>➢ ひとり暮らし高齢者へのゆるやかな見守り活動の取組を推進します。</li> <li>➢ 未来を担う子ども達の活動や居場所づくりを地域の大人たちで支援することで、地域の絆を結びます。</li> </ul>
緑ヶ丘	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 普段からの御近所付き合いや地域におけるゆるやかな見守り活動の取組を推進します。</li> <li>➢ 誰もが気軽にふれあい活動ができる場を作ります。</li> <li>➢ 地域福祉や小地域活動を支えるボランティアを育成します。</li> </ul>

厚木市地域福祉計画（第5期）

令和3（2021）年3月

発行 厚木市

編集 福祉部 福祉総務課

〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号

TEL 046(225)2200

URL <http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>